

目黒中央の家 短期入所生活介護 重要事項説明書 (別紙)

1. 利用料金

(1) 介護保険負担割合1割の場合(概算となります)

【ユニット型個室】

【ユニット型個室】			要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	
1日あたりの介護保険単位数	介護保険施設サービス費(A)		704	772	847	918	987	
	介護保険施設サービス費(A)連続61日以上利用した場合		670	740	815	886	955	
	施設加算分	1日あたりの加算(B)	看護体制加算Ⅰロ 4 単位 夜勤職員配置加算Ⅱロ 18 単位 機能訓練体制加算 12 単位 サービス提供体制加算Ⅲ 6 単位					
		介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)/月 (A+B)×14%※1	104	114	124	134	144	
	介護保険単位数合計		848	926	1011	1092	1171	
1日あたりの利用料金	利用者負担額 1割分		¥942	¥1,028	¥1,123	¥1,213	¥1,300	
	(所得に応じ変動)1日の利用料金	第4段階	食費 1,497 円	¥4,647	¥4,733	¥4,828	¥4,918	¥5,005
			居住費 2,208 円					
		第3段階(Ⅱ)	食費 1,300 円	¥3,612	¥3,698	¥3,793	¥3,883	¥3,970
			居住費 1,370 円					
		第3段階(Ⅰ)	食費 1,000 円	¥3,312	¥3,398	¥3,493	¥3,583	¥3,670
居住費 1,370 円								
第2段階	食費 600 円	¥2,422	¥2,508	¥2,603	¥2,693	¥2,780		
	居住費 880 円							
第1段階	食費 300 円	¥2,122	¥2,208	¥2,303	¥2,393	¥2,480		
	居住費 880 円							

- ・目黒区(1級地)の単価は1単位11.1円となり、単位数×単価となります。
 - ・上記利用料金は負担割合1割で計算しておりますが、負担割合は個々で異なり負担割合証でご自身の負担割合をご確認下さい。
 - ・表記の額は概算となり、端数処理の関係で実際の料金と若干の誤差が生じることがあります。
- ※1 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)14.0%は体制等により(Ⅱ)13.6%(Ⅲ)11.3%(Ⅳ)9.0%、従前の処遇改善加算(Ⅰ)8.3%+特定処遇改善加算(Ⅰ)2.7%または(Ⅱ)2.3%+介護職員等ベースアップ加算1.6%となる場合があります。
- ・施設加算は職員体制等により変わります。
 - ・看護体制加算は看護職員の体制により(Ⅱ)8単位となります。・夜勤職員配置加算は職員の体制により(Ⅳ)20単位となる場合があります。・サービス提供体制強化加算は職員の体制により(Ⅰ)22単位(Ⅱ)18単位となる場合があります。
 - ・機能訓練指導員等が適宜居宅を訪問し計画を立てた上で個別機能訓練を行った場合は個別機能訓練加算を算定する場合があります。

- ・認知症の方が医師の判断で緊急にご利用となった場合、7日を上限として認知症行動心理症状緊急対応加算 200 単位/日が加わります。
- ・若年性認知症の方に対して個別担当者を決め、個別ニーズに沿ったケアを提供した場合は若年性認知症利用者受入加算 120 単位/日が加わります。
- ・療養食加算医師の指示により療養食を提供した場合は8 単位/食が加わります。
- ・(Ⅰ)日常生活自立度Ⅲ50%以上、研修修了者の配置(Ⅱ)更に研修修了者を配置、研修実施等した場合は認知症専門ケア加算(Ⅰ)3 単位(Ⅱ)4 単位が加わります。
- ・30 日以上連続でのご利用は1 日 30 単位が引かれます。
- ・口腔連携強化加算 1 回につき 50 単位 (1 月に 1 回を限度)
- ・看取り連携体制加算 64 単位/日 ※死亡日及び死亡日以前 30 日以下について7 日を限度として算定
- ・在宅中重度者受入加算…利用者が利用していた訪問看護を行う訪問看護事業所に当該利用者の健康上の管理等を行わせた場合の加算(・看護体制加算(Ⅰ)又は(Ⅲ)イ若しくはロを算定している場合(看護体制加算(Ⅱ)又は(Ⅳ)イ若しくはロを算定していない場合に限る。)
- 421 単位・看護体制加算(Ⅰ)又は(Ⅲ)イ若しくはロ及び(Ⅱ)又は(Ⅳ)イ若しくはロをいずれも算定している場合 413 単位)
- ・生産性向上推進体制加算…見守り機器などのテクノロジーを導入していること。(生産性向上推進体制加算(Ⅰ)・・・100 単位/月 生産性向上推進体制加算(Ⅱ)・・・10 単位/月)
- ・介護報酬の改定や居住費・食費の見直しで単位数や利用料金が変わる場合があります。
- ・月末の翌月末日までに自動引き落としにてお支払いいただきます。

(2) 介護保険負担割合 2 割の場合、概算になります。

要介護度	介護保険利用料	1 日費用 (食費+居住費込)
要介護 1	¥1, 883	¥5, 588
要介護 2	¥2, 056	¥5, 761
要介護 3	¥2, 245	¥5, 950
要介護 4	¥2, 425	¥6, 130
要介護 5	¥2, 600	¥6, 305

(3) 介護保険負担割合 3 割の場合、概算になります。

要介護度	介護保険利用料	1 日費用 (食費+居住費込)
要介護 1	¥2, 824	¥6, 529
要介護 2	¥3, 084	¥6, 789
要介護 3	¥3, 367	¥7, 072
要介護 4	¥3, 637	¥7, 342
要介護 5	¥3, 900	¥7, 605

※自費利用料金（1日あたり）

全額	食費	1,497円	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
自費	居住費	2,208円	13,117円	13,983円	14,927円	15,826円	16,703円

(4) 個別加算

緊急短期入所受入加算について

利用者の状態や家族等の事情により、居宅の介護支援専門員が必要と認められた者に対し、居宅サービス計画にない短期入所生活介護を緊急に行った場合、短期入所生活介護を行った日から起算して7日（やむを得ない場合14日）を限度として算定させていただきます。

1日あたり

単位数	1割負担	2割負担	3割負担
90単位	¥100	¥200	¥300

・表記の額は概算となり、端数処理の関係で実際の料金と若干の誤差が生じることがあります。

2. 介護保険以外の料金について

(1) 食費・居住費について（1日あたり）

課税状況、所得などに応じて、ご利用者の負担額が分かれていますので、ご自身の段階をご確認ください。なお、介護保険負担限度額認定証の施設へのご提示があった場合のみ適用されます。

R6年 4～7月	食費	居住費
第4段階	¥1,497	¥2,208
第3段階 (Ⅱ)	¥1,300	¥1,310
第3段階 (Ⅰ)	¥1,000	¥1,310
第2段階	¥600	¥820
第1段階	¥300	¥820

R6年 8月以降	食費	居住費
第4段階	¥1,497	¥2,208
第3段階 (Ⅱ)	¥1,300	¥1,370
第3段階 (Ⅰ)	¥1,000	¥1,370
第2段階	¥600	¥880
第1段階	¥300	¥880

※食費（第4段階）は以下の通りとなります。

朝食	昼食	夕食	合計（1日分）
¥458	¥520	¥519	¥1,497

(2) その他について

理美容費用	実費	ご希望によりサービスを実施した場合
レクリエーション費用	実費	行事等のレクリエーションにて費用がかかった場合
日常生活品	実費	ご希望により生活品（ティッシュ等）などを購入した場合は実費となります

・月末の翌月末日までに自動引き落としにてお支払いいただきます。

(3) 利用キャンセルについて

利用開始予定日 6 日前の 17 時までに施設に連絡をお願いいたします。期日を過ぎて利用をキャンセルされた場合、利用予定期間の食費と居住費相当額（第 4 段階の 1 日分の食費・居住費と同額）をキャンセル料として請求させていただく場合があります。なお、キャンセル料については、介護保険負担限度額認定証の適用外となりますので、ご了承ください。

【事業所】

所在地 東京都目黒区中央町 2 丁目 3 番 2 3 号
名 称 特別養護老人ホーム目黒中央の家
施設長 下元 昌平

私は、本書面により、事業者から短期入所生活介護についての重要な事項の説明を受け、十分に理解し、同意いたしました。

【ご利用者】

住 所

氏 名

印

【ご家族/代理人】

住 所

氏 名

印

続 柄

なお、今後の改訂の際には、重要事項説明書第 5 条（8）に則り署名捺印に代えて同意をいただきます。

【2024 年 4 月 1 日】